

全国で10カ所、近畿地方では三木市のみ

～内閣総理大臣から「生涯活躍のまち構想」の認定を受ける～

このたび、市の生涯活躍のまち構想が内閣総理大臣の認定を受けました。これは、平成26年に養父市が国家戦略特区として農業の分野において内閣総理大臣から認定を受けたことに並び、介護・福祉分野での認定を受けたものであり、近畿地方では三木市のみが選ばれました。

図(市)生涯活躍のまち構想推進本部(営業課、介護保険課、美しいまちづくり課)

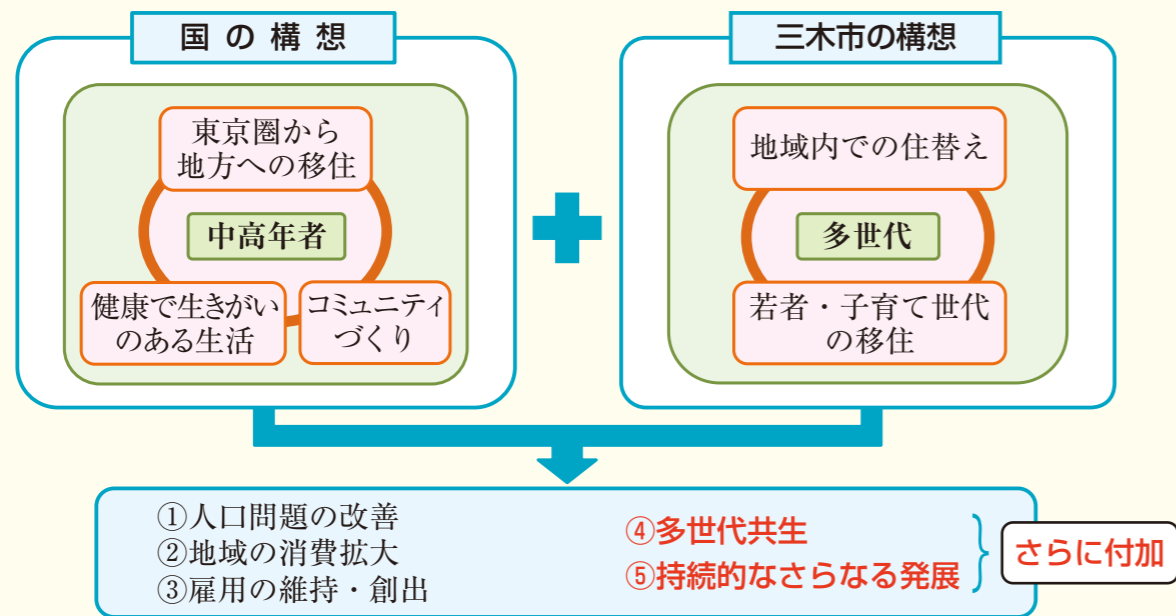
1 生涯活躍のまち構想とは？

(1) 概要

国が定める生涯活躍のまち構想とは、東京圏をはじめとする大都市地域の中高齢者が、希望に応じ地方に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを言います。

(2) 三木市の特徴

三木市では、上記のことに加え、市内での住み替え、若者・子育て世代の移住をも構想に取り入れ「多世代が共生する地域社会」を創り、人口バランスを整え持続あるまちの発展につなげていくことが特徴となっています。



2 認定を受けるとどうなるの？

生涯活躍のまち構想の認定によって、次のようなメリットがあります。

(1) 規制の緩和

- ・介護サービス事業者が事業を行うに当たっての手続きの簡素化
- ・「お試し居住」を実施する場合の旅館業法上の許可が不要
- ・有料老人ホームの整備事業者の事前届出が不要
- ・仕事のあっ旋・紹介を行うに当たっての許可、届出が不要

(2) 国からの支援

5年間(H28～32年度)にわたり「地方創生推進交付金」が交付されます。

	主な事業
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、歩道の段差解消など、バリアフリー化 ・地域での生活サービス拠点の整備 ・24時間医療相談などの福祉サービス ・生涯活躍のまち構想を推進する法人の設立
H29年度以降(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり ・介護予防 ・生きがい創造 ・コミュニティづくり ・高齢者や若者・子育て世代向け住宅の整備 など

国からの支援も活用し、生きがい創造、介護・福祉などの市民サービスの提供をさらに充実することができます。



目次 (CONTENTS)

特集① 2～5
 ・生涯活躍のまち構想

特集② 6・7
 ・北播磨総合医療センターの診療体制

みっさいナビ 8～13
 ・認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業を開始 P8
 ・第十回特別弔慰金を支給 P9
 ・マイナンバーカードを申請しましょう P10
 ・スマートフォンやパソコンからバスの時刻や位置などがわかります P10

くらしの情報 14・15
 ・市道末広近藤線の通り抜けができなくなります P15

相談 16・17

健康 18～21
 ・インフルエンザ予防接種費用の助成 P20
 ・B型肝炎ワクチンの定期接種を開始 P21

子育て 21～24
 ・アフタースクール入所児童を募集 P21
 ・多世代交流拠点の整備場所を決定 P22
 ・認定こども園・保育所・幼稚園の児童募集 P22・23

人権の目 25

教室・講座 26～28
 ・血管年齢を調べてみよう P28

職員募集 29

募集 30・31
 ・山田錦セミナー&試飲会 P31

催し 32～35
 ・播州三木秋まつり P34
 ・第32回みなぎの書道展 P35

みき歴史資料館イベント 36

9月2日、三木市の「生涯活躍のまち構想」が内閣総理大臣から認定されたとのビッグニュースが寄せられました。足かけ3年。高齢化が進む三木のまちを、いかにして再生し活力を甦らせるかに知恵を絞り、地方創生を推進する内閣府へと足繁く通い議論を重ね、このたび全国で10カ所の中に選ばれたものです。

国が言う「生涯活躍のまち」とは、大都市地域から元気な高齢者を地方に受け入れ、高齢者が生活支援や継続した介護を受けながら、生涯にわたり元気に活躍できるまちづくりを進めることを主たる目的としています。

三木市においては、それに加え地域内での住み替えとともに、若い人や子育て世代の移住をも促進、人口バランスを整えながらまちに元気を甦らせることを力説し、その必要性が認められた次第です。

その取組にあたっては、まず、高齢化が市内で一番進んでいる緑が丘をモデルとしてスタートします。その成果を検証しながら、他の新興住宅地、旧市街地や農村部へと全市的に拡大してまいります。

まちの再生は、市・民間企業・大学などが連携・協力するとともに、住民の皆様自らの「自分たちのまちを良くしていこう」という熱い想いと相まってはじめて動き出します。

今こそ、三木創生の時。市民の皆様と膝を交えて話し合い、ともに汗をかきながら、皆様に豊かな暮らしを実感していただけるよう、市をあげて取り組んでいくことを固くお誓い申し上げます。

市長のふれあいコラム
 FUREAI COLUMN
 三木市長 藪本吉秀

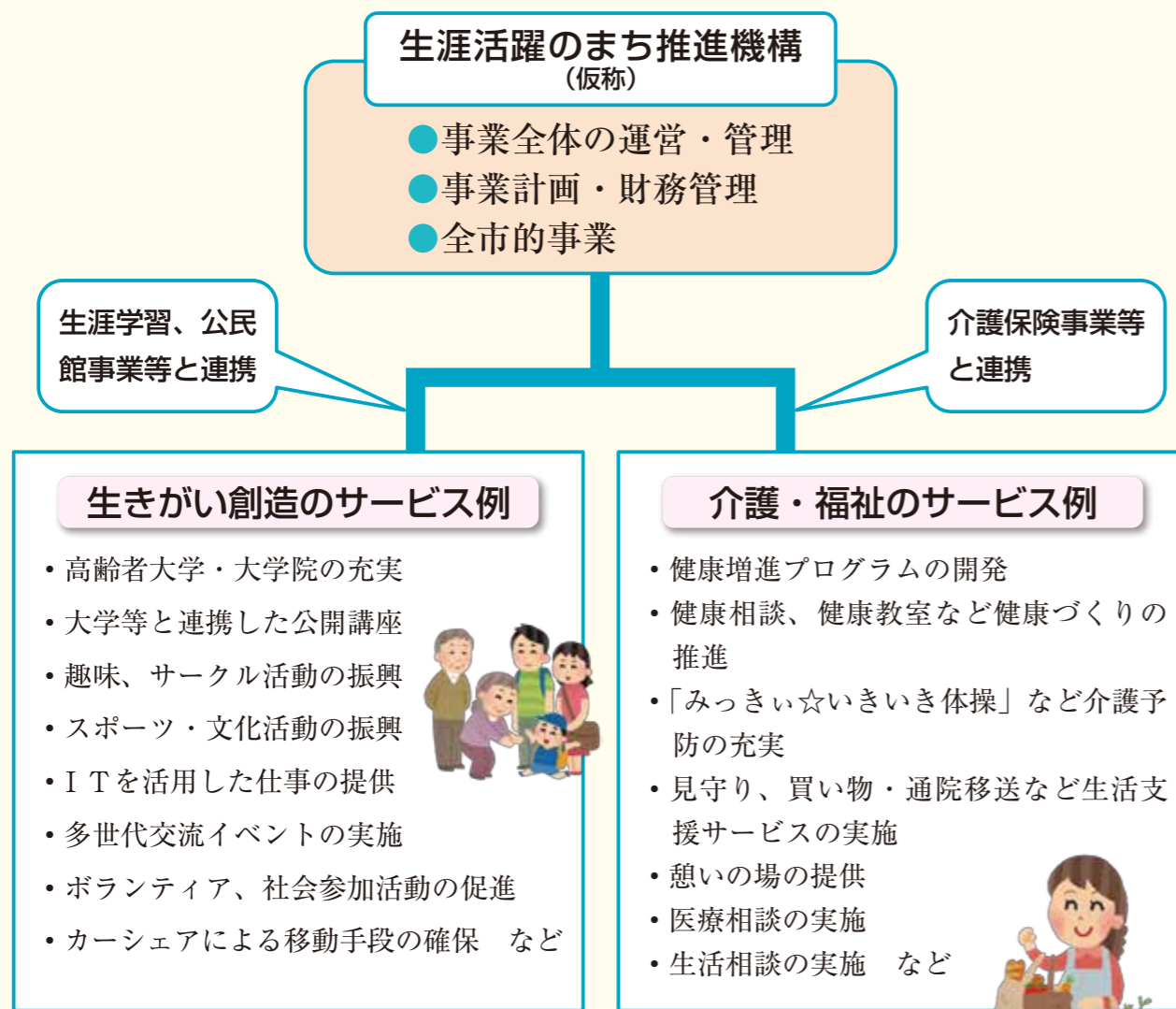
市民の皆様への市政に対するご意見、ご提案をお待ちしています。

- 市長メールアドレス: mayor@city.miki.lg.jp
- 「市長のふれあいページ」は、「市ホームページ」をご覧ください。
- 市ホームページアドレス: http://www.city.miki.lg.jp/

3 どのような組織で何を進めていくの？

三木市の生涯活躍のまち構想を推進していくために、「(仮称)生涯活躍のまち推進機構」を創設します。

- ① この機構は、市役所内に事務局を置き市全体を総括することとなりますが、本来は各地域ごとに「事業本部」を設置する必要があります。このたびは、モデル地域として緑が丘にまずは事業本部を立ち上げる予定としています。
- ② この機構は、生涯活躍のまち構想に基づき市や社協、民間事業者等が実施している「生きがい創造サービス」や「介護・福祉サービス」などを住民がより利用しやすくするためのコーディネートを行います。なお、この機構がなくても、これらのサービスは従来どおり提供されます。
- ③ しかしながら、この機構ができることにより、コーディネート機能がより充実し市民の利便性がさらに向上します。また、住民の意見を踏まえて地域特有の新たな生活支援サービスなどを企画し、実現していくことが可能となります。



4 なぜ緑が丘がモデル地域なの？

三木市においては、すべての地域を対象としますが、このたびの認定は、まずはモデルとして緑が丘を対象としたものです。

理由

- ① 市内で最も高齢化率が高いこと
- ② 空き家、空き地が増加していること
- ③ 産官学民からなる「郊外型住宅団地ライフスタイル研究会」などにより、まちの再生に向けた取組が既に進められてきたこと



なお、構想の期間（5年間）において、他の地域を順次対象に加え、市全体に拡大していく予定としています。

5 モデルとしての緑が丘での進め方は？

(1) 基本方針

- ・ まち開き以来、守られてきた住環境を維持します。
- ・ 土地利用計画や用途地域の変更は、まちづくり協議会や地域住民の皆様と十分に協議を重ね、合意を形成した上で、進めていきます。

(2) 主な内容

- ・ 地域内に「集合住宅エリア」と「戸建住宅エリア」を設定し、土地利用計画を定めます。

「集合住宅エリア」：主に集合住宅の建築や商業施設などを集積するエリア
 「戸建住宅エリア」：主に戸建住宅の新築や既存住宅を若者・子育て世代向けにリノベーション（大規模改修）するエリア

- ・ 上記の土地利用計画にあわせて用途地域を見直します。
- ・ 集合住宅や戸建住宅への住み替え・移住を促進する制度を創設します。

(3) 進め方

- ・ 土地利用計画などについては、まちづくり協議会と十分に協議をするとともに地域住民の皆様に対して説明会や戸別訪問などを実施。膝を交えて議論し、住民の皆様意向を反映して緑が丘の合意を形成します。
- ・ その後、合意した内容について、まちづくり協議会と市との間で基本的な事項を覚書等により定めます。
- ・ この覚書等に基づき、用途地域の変更など、具体的な事業に着手します。

